

納税通知書を発送します

国民健康保険税

税務課・☎②2127

発送時期 7月上旬

※6月中旬から7月中に加入の届け出をした方には、8月中旬に送付。

今年度の改正点(令和2年度分適用)

▽保険税の負担が軽減される対象者が拡大

▽医療・介護分の保険税賦課限度額が引き上げ

納付方法 納付書に記載されている金融機関などで納付

※バーコード付きの納付書では、土・日曜日や祝日でもコンビニエンスストアで納付できます。

福祉

国民年金保険料の

免除制度

保険年金課・☎②2148

保険料の納付が困難な場合、申請して承認されると、次の表のとおり保険料の全額または一部が免除されます。

免除区分	保険料(月額)	老齢基礎年金の受給資格期間に
全額免除	全額免除	入る
4分の3免除	4,140円	保険料を2年以内に納めた場合は入る
半額免除	8,270円	
4分の1免除	12,410円	
50歳未満納付猶予	全額猶予	入る

※本人、配偶者、世帯主の所得審査あり。

※老齢基礎年金の受給資格期間に入っても、免除区分によって全額納付した場合と比較して年金額が少なくなります。

▼新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合の臨時特例免除

免除基準相当まで所得の低下が見込まれる方について、保険料が免除・猶予されます。

※令和2年2月以降の保険料が対象です。

※申請は同課でのみ受け付けます。

▼失業した場合の特例免除
失業して申請する時は、失業した方の所得を除外して審査します。配偶者、世帯主が失業し

事例から学ぶ!消費者トラブル

CASE 44 お試し1回の注文が定期購入に!?

通信販売で、お試し100円の健康食品を注文。1回だけのつもりが10日後に同じ商品が4カ月分まとめて届き、代金4万円を請求された。同梱の書類で、3回以上の購入条件がある定期購入に気づいた。



通信販売にクーリング・オフ制度はありません!

ネット通販やテレビショッピング、カタログ販売などは、クーリング・オフの対象外です。返品可否は事業者の規約に定めがあるので『特定商取引法上の表記』を必ず見てください。定期購入では購入回数などの取引条件や総額表示が義務づけられています。長い広告だからと読み飛ばすと見落としがあります。解約可能な場合でも申請期間が限定されることがあるので注意しましょう。



迷ったら、すぐ電話!

消費生活センター・☎③1211
平日午前9時~午後4時た場合も対象になります。
※雇用保険離職票か雇用保険受給資格者証、事業廃止届出書などの写しが必要です。

▼50歳未満の方の納付猶予

学生を除く50歳未満の方は、本人と配偶者の前年所得が一定額以下の場合、申請して承認されると保険料の納付が猶予されます。

※学生の方は学生納付特例制度をご利用ください。

申請方法 年金手帳、印鑑を持って同課(本庁舎1階15番窓口)か各公民館(織姫・助戸を除く)

65歳以上の方に発送します

介護保険料額決定通知書

元気高齢課・☎②2270

対象 65歳以上の方

発送時期 7月中

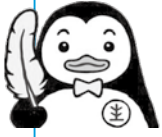
納付方法

▽年金から差し引き(特別徴収)

通知 Ⅱ決定通知書で徴収額などを

対象 年額18万円以上の年金

7月は『社会を明るくする運動』強調月間
再犯防止啓発月間



社会福祉課・☎202132

安全で安心な
地域社会を築くために…

保護司会や更生保護女性会、協力雇用主などの民間団体関係者が再犯防止などに取り組んでいます。

を受給している方

▽納付書(普通徴収)

Ⅱ市役所、各公民館(織姫・助戸を除く)または金融機関で納付

対象 年度途中で65歳になつたなどの理由で、特別徴収の対象にならない方

※今まで特別徴収で納めていた方に、納付書が届くことでもありますので、忘れずに納めてください。

※納付は口座振替が便利です。

保険料の賦課期日 4月1日

※年度途中で65歳になった方や転入した方は、誕生日の前日や転入日が賦課期日となり、保険料額は月割になります。

保険料額 軽減強化により、一部の保険料額が変わります。

※詳細は、通知書をご確認ください。

▼サービス利用の自己負担割合

1割

※昨年中の所得が一定額以上の方は2割または3割。

▼保険料を1年以上滞納すると

滞納期間に応じて、次の措置がとられます。

▽償還払いⅡサービスを利用したときに全額を支払い、保険給付分は申請により後日受領

▽給付額の減額Ⅱ自己負担が3割または4割になります。

▼食費・居住費の軽減制度

対象 市民税非課税世帯の方で特別養護老人ホーム、老人保健施設などを利用する方

申込 申請書などを同課(本庁舎1階19番窓口)

※毎年申請が必要です。

※昨年度分の有効期限は7月31日(金)までです。

※申請書は

同課または

市ホームページ

で入手できます。



未来のために— 燃やせるごみの減量にご協力を

クリーン推進課・☎202141

昨年度(2019年度)の家庭から出る燃やせるごみの排出量は前年度比で38トン(約0.1%)増加しました。

右記の『ごみ減量の5つのポイント』をご覧いただき、なお一層の、ごみの減量にご協力をお願いします。



●下記の制度もご活用ください

生ごみ処理機器設置費補助金

種類	1個あたり補助率 (100円未満切り捨て)	1世帯あたり補助個数
コンポスト容器	購入価格の3分の2 上限6,000円	1年間に各2器まで
電気式生ごみ処理機	購入価格の2分の1 上限30,000円	5年間に1基まで

申込 申請書を同課(本庁舎2階)または各公民館(織姫・助戸を除く)

※購入時に、購入店で申請書に必要事項を記入、押印してもらってください。

ごみ減量の5つのポイント

- ①お菓子の空き箱や封筒などは資源物として分別。
- ②生ごみは水分を十分にきる。
- ③ペットボトルはラベルをはがし、中を水洗い。つぶさずに資源物として排出する。
- ④買い物はマイバッグを利用する。
- ⑤食べ物の無駄をなくす。



資源物の集団回収

- 売り払い代金が実施団体の活動資金になります。
- 地域コミュニティの活性化につながります。
- 子どもの環境教育にもつながります。
- 市の回収、分別経費が削減できます。

市民の皆さんは…町内や学校などで資源物集団回収が行われる場合は、ぜひご協力ください。

実施団体の皆さんには…取り組みに応じて報奨金を交付します。まずは同課(本庁舎2階)へご相談のうえ、団体の事前登録を行ってください。